

令和7年度

全国労働衛生週間実施要領

令和7年度スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

◆本週間：10月1日～7日 ◆準備期間：9月1日～30日

会長メッセージ

令和7年度の全国労働衛生週間を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。

全国労働衛生週間は昭和25年に初めて実施されて以来、今年で第76回を迎え、労働衛生に関する意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進に欠かせないものであり、作業者の健康確保に大きな役割を果たしてまいりました。

近年、建設業における業務上疾病の被災者数は増加傾向にあり、その半数以上を災害性腰痛と熱中症が占めています。また、労災保険支給決定件数を見ますと、脳・心臓疾患や精神疾患の件数が後を絶たず、特に石綿関連疾患（中皮腫・肺がん）の件数は増加傾向にあるとともに全産業の3分の2を占める状況となっています。

さらに、建設業を取り巻く環境は、働き方改革の推進、建設従事者の高齢化の進展、担い手の確保・育成など、多様化する化学物質、AIをはじめとした新しい技術との共存など、様々な課題が山積する状況にあります。

国や国民を支える建設業が「憧れの産業」として、安定的に発展し、社会に貢献していくためにも、建設工事に従事するすべての方々が健康で、安心して働くことのできる魅力ある職場環境づくりは非常に重要です。

当協会では令和5年度から令和9年度を期間とする、第9次建設業労働災害防止5か年計画を策定しており、計画に掲げた目標達成に向け、化学物質取扱作業のリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置の実施、メンタルヘルス対策の推進、高年齢作業者の加齢による身体機能の低下によるリスク等を考慮した対策の推進、さらに、解体工事等における有資格者による事前調査をはじめとした石綿ばく露防止対策の徹底や、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録促進などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

これから迎える全国労働衛生週間は、「心とからだの健康」と「快適な職場環境づくり」の重要性を再認識する良い機会となりますので、会員の皆様におかれましては、令和7年度の全国労働衛生週間の準備期間及び本週間において取り組むべき事項をまとめた本実施要領を参考に、経営トップの明確な方針のもと、企業の実態に即した効果的な労働衛生管理活動を実践され、職場の労働衛生水準の向上に努められますようお願い申し上げます。

なお、10月2日と3日の両日、「ワールド記念ホール」「神戸国際展示場」において、安全意識の高揚や情報の共有化を図るために、第62回全国建設業労働災害防止大会（阪神・淡路大震災の発生から30年目にあたることから、建設業の活動をPRする「阪神・淡路大震災企画展」と専門部会では「自然災害部会」も開催）を現地開催とオンデマンド配信を組み合わせたハイブリッドで開催いたしますので、是非ご参加いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

令和7年9月

建設業労働災害防止協会
会長 今井雅則

No.1 藤咲 碧羽
No.760201



I 趣 旨

本年度の全国労働衛生週間は、厚生労働省の「令和7年度 全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として、下記のスローガンのもとに展開される。

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

全国労働衛生週間を契機に、経営トップをはじめとした関係者は、作業者の健康保持・増進等の重要性についてさらに認識を深め、心身ともに健康で、誰もが安心して働ける快適な職場づくりを目指し、効果的な労働衛生管理活動を実施する。

※「令和7年度 全国労働衛生週間実施要綱」は、当協会のホームページから御覧いただけます。



II 会員が実施する事項

会員は本実施要領をもとに、企業の実態に即して必要な項目を盛り込んだ実施計画を作成し、積極的に推進する。

また、実施計画の作成に当たっては「令和7年度 建設業労働災害防止対策実施事項」の「IV-3 職業性疾病予防のための具体的対策」及び「IV-4 心身の健康確保のための具体的対策」等も活用する。

※「令和7年度 建設業労働災害防止対策実施事項」は、当協会のホームページに掲載しています。



準備期間 (9/1 ~ 9/30) の実施事項

チェックを入れて、実施する項目を確認しましょう！

項目	チェック	実施内容
1 労働衛生管理体制の充実	<input type="checkbox"/>	(1) 店社及び作業所の労働衛生管理体制の見直しと充実 (2) 店社及び作業所の安全衛生計画に基づく労働衛生管理活動の一層の推進 (3) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入と定着
2 作業環境管理の充実	<input type="checkbox"/>	(1) 粉じん等の有害要因にさらされる作業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及び結果に基づく作業環境の改善 (2) 事務所や現場の緑化等、快適な職場環境の形成の推進
3 作業管理の充実	<input type="checkbox"/>	(1) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく加齢による身体機能の低下によるリスク等を考慮した措置の推進 (2) 作業手順・作業方法等の労働衛生面の見直しと改善 (3) 呼吸用保護具の適正な選択と使用及び保守管理の徹底 (4) 自動化・省力化等による作業者の負担軽減の推進
4 健康管理の充実	<input type="checkbox"/>	(1) 一般健康診断及び特殊健康診断等の確実な実施と所轄監督署への報告の徹底 (2) 産業医等に対する必要な情報の提供 (3) 健康診断結果に基づく産業医等の意見を勘案した適正配置や作業時間の短縮等の実施、保健指導の実施（小規模事業場は、地域産業保健センターの活用） (4) 「心とからだの健康づくり」の計画的な実施
5 労働衛生教育の充実	<input type="checkbox"/>	(1) 新規参入者等の建設業に不慣れな作業者への安全衛生教育の確実な実施 (2) 従事する作業環境を考慮した健康教育の実施 (3) 危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底 (4) 各種保護具の適正な選択と使用及び保守管理等の教育の徹底 (5) 病気を治療しながら働く人に対する理解の促進
6 熱中症の予防	<input type="checkbox"/>	(1) 改正労働安全衛生規則の遵守（令和7年6月1日施行） ① 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知 ② 熱中症のおそれがある作業員を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、 ア 現場の緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等 イ 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知 (2) 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症対策の継続実施
7 職業性疾病予防対策の充実	<input type="checkbox"/>	(化学物質) (1) ラベル、SDS等により把握した危険有害情報に基づく、化学物質取扱作業のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の徹底 (2) リスクアセスメント対象物を取り扱う作業での化学物質管理者の選任と、建災防が定めた「建設業における化学物質取扱作業リスク管理マニュアル」の積極的な活用、保護具着用管理責任者による保護具の適正な選択、使用状況と保守管理の徹底 ※資料2参照
		(粉じん) (1) 建築物の解体工事等における湿潤化及び粉じん等の飛散防止対策の徹底 (2) すい道等建設工事における坑内換気、新ガイドラインに則った坑内粉じん濃度の測定及び作業環境に応じた、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の適正な使用の徹底 (3) 金属等の研磨作業、金属アーク溶接作業・はつり・解体作業等に係わる粉じん障害防止対策の徹底 (4) 溶接ヒュームが特定化学物質に位置付けられたことによる健康障害防止措置の徹底 (5) じん肺健康診断の実施と所轄監督署へじん肺健康管理実施状況報告の提出の徹底

	<input type="checkbox"/> (6) 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録の徹底 <input type="checkbox"/> (7) 粉じん保護具着用管理責任者の選任と作業環境に応じた適正な保護具の選択、使用及び保守管理の徹底		ずい道等建設工事における粉じん対策ガイドライン
(石綿等)	<input type="checkbox"/> (1) 建築物等の解体・改修工事における石綿等使用の有無について建築物石綿含有建材調査者による事前調査の実施、一定規模の建築物などの解体・改修工事については、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の徹底(令和8年1月1日以降着工の工事から、工作物の解体等の作業を行うときは、資格者による事前調査が必要) <input type="checkbox"/> (2) 石綿等を使用した建築物の解体工事等における、適正な隔離、隔離空間の負圧化等による飛散防止対策及びばく露防止対策の徹底 <input type="checkbox"/> (3) 石綿等の除去等作業において、作業に応じた有効な呼吸用保護具、保護衣等の使用の徹底 <input type="checkbox"/> (4) 健康診断の実施の徹底と所轄監督署への報告、離職後の健康診断結果の適切な保存		石綿総合情報ポータルサイト
(その他)	<input type="checkbox"/> (1) 腰痛・振動障害・騒音障害等の予防のための、作業時間・作業量・作業方法の検討と改善の推進及び新たな「騒音障害防止のためのガイドライン」に沿った対策の実施 <input type="checkbox"/> (2) 屋内・坑内等での内燃機関使用場所や酸素欠乏危険場所等における作業開始前の測定、有効な呼吸用保護具等の使用及び換気の徹底 <input type="checkbox"/> (3) 自然災害復旧工事等に関連する労働衛生対策の推進		騒音障害防止のためのガイドライン
8 現場におけるメンタルヘルス対策の推進	<input type="checkbox"/> (1) 安全施工サイクル(安全朝礼、KYミーティング及び巡視等)を活用した、「建災防方式健康KY」による心身の健康状態の把握と、職場環境改善の実施 <input type="checkbox"/> (2) ストレスチェックの結果に基づく産業医等の面接指導及び事業主が講ずるべき適切な措置の実施(小規模事業場は、地域産業保健センターの活用) <input type="checkbox"/> (3) 建災防本部に設置されているメンタルヘルス対策相談窓口の活用(毎週月曜日13時～16時 祝日・年末年始を除く) TEL: 03-3453-0974 <input type="checkbox"/> (4) 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策、ストレスチェック制度導入に関する支援の活用		ストレスチェック指針
9 健康障害防止対策の充実	<input type="checkbox"/> (1) 事業主による労働時間の把握と、時間外労働の上限規制の遵守、過重労働による健康障害防止対策の推進及び年次有給休暇(最低年5日)の取得促進 <input type="checkbox"/> (2) 長時間作業に対する面接指導等の実施の徹底 <input type="checkbox"/> (3) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策の実施		過重労働による健康障害を防ぐ
			受動喫煙防止ガイドライン
10 関係請負人が実施する対策に対する配慮等	<input type="checkbox"/> (1) 安全衛生経費の確保等、関係請負人が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮 <input type="checkbox"/> (2) 一人親方である関係請負人が実施する健康診断等の健康管理に対する指導・支援 <input type="checkbox"/> (3) その他関係請負人が上記1から9の事項を円滑に実施するための指導・支援		個人事業者等の健康管理に関するガイドライン

本週間(10/1～10/7)の実施事項

1 労働衛生意識の高揚	(1) 経営トップ等による作業員全員に対するメッセージの伝達 (2) 店社又は作業所単位の労働衛生大会等の開催 (3) 労働衛生に関する標語等の募集と表彰 (4) 健康確保や快適な職場づくりに積極的な協力会社及び作業グループ等に対する表彰 (5) 家庭における健康保持に関する情報の提供
2 安全衛生活動の実施	(1) 経営トップ等による作業所や寄宿舎等へのパトロール・点検の実施 (2) 各種保護具、消火設備、AED等の総点検 (3) 店社及び作業所一斉の4S活動による作業環境の整備
3 労働衛生教育・訓練ワークショップ等の実施	(1) 労働衛生に関する勉強会や講演会等のワークショップの実施 (2) 現場緊急時の措置に係る必要な実地訓練のワークショップの実施
4 その他、本週間にふさわしい行事の実施	

Ⅲ 協会が実施する事項

本部及び支部は、地域の実情に応じて次の事項を実施する。

1. 「建設業労働災害防止規程」「第9次労働災害防止5か年計画」「令和7年度建設業労働災害防止対策実施事項」の周知
2. 労働衛生に関する広報資料及び最新情報の提供
3. メンタルヘルス対策の推進
4. 建設業における化学物質取扱い作業等の危険・有害業務のリスクアセスメントの推進
5. 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録の促進
6. 「建設業における化学物質管理者講習」、「建築物石綿含有建材調査者講習」等労働衛生に関する教育の実施
7. 安全・衛生管理士等の専門家による安全衛生活動に対する指導・支援等の推進
8. 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)の周知と導入の促進
9. のぼり、啓発用ポスター、ワッペン、実施要領等の作成・頒布
10. そのほか、本週間にふさわしい労働衛生活動の実施

資料 1

建設業における業務上疾病の発生状況

1. 業務上疾病者数・年千人率の推移（平成 31 年／令和元年～令和 5 年）

全産業の疾病者数 10,496 人のうち、建設業は 751 人で全体の 7.2% となっている。

年	業種 項目	建設業		全産業	
		疾病者数（人）	疾病者数年千人率	疾病者数（人）	疾病者数年千人率
平成 31 年／令和元年		605	0.2	8,310	0.1
令和 2 年		696	0.2	8,997	0.2
令和 3 年		617	0.2	8,739	0.2
令和 4 年		711	0.2	9,506	0.2
令和 5 年		751	0.3	10,496	0.2

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査」（昨年公表分）

注：1. 表は休業 4 日以上のもの。

2. 疾病者数年千人率 = $\frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$
3. 令和 2～5 年は新型コロナウイルス感染症り患によるものを除く。

令和 6 年「業務上疾病発生状況等調査」が厚生労働省から公表され次第、当協会ホームページに掲載します。



2. 業務上疾病発生状況の推移（平成 31 年／令和元年～令和 5 年）

令和 5 年の建設業における疾病者数は 751 人で、多かったのは熱中症 209 人で、次が災害性腰痛 191 人となっている。

(単位：人)

年	業種	平成 31 年／令和元年		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年	
		建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業
疾病分類											
(1) 負傷に起因する疾病 (うち災害性腰痛)		299 (190)	6,015 (5,132)	337 (222)	6,533 (5,582)	333 (206)	6,731 (5,847)	370 (213)	7,081 (5,959)	351 (191)	7,483 (6,132)
物理的 要因 疾病	(2) 有害光線による疾病	2	13	1	9	-	8	-	19	-	8
	(3) 電離放射線による疾病	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
	(4) 異常気圧下による疾病	3	22	1	6	2	11	1	16	2	38
	(5) 異常温度条件による疾病 (うち熱中症)	159 (153)	1,039 (829)	223 (215)	1,159 (959)	134 (130)	707 (561)	182 (179)	1,028 (827)	224 (209)	1,323 (1,106)
	(6) 騒音による耳の疾病	1	9	2	11	2	5	3	12	1	8
	(7) (2)～(6)以外の原因による疾病	3	35	3	29	7	37	8	40	8	40
	作 業 態 様 に 起 因 す る 疾 病	(8) 重激業務による運動器疾患と内臓脱	10	118	8	143	5	96	5	145	-
(9) 負傷によらない業務上の腰痛		2	33	1	34	1	29	-	31	6	39
(10) 振動障害		1	4	-	2	1	6	3	10	2	4
(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群		7	210	9	200	4	193	6	218	11	249
(12) (8)～(11)以外の原因による疾病		3	92	2	83	4	102	7	135	9	176
(13) 酸素欠乏症	1	5	1	12	1	3	3	6	2	4	
(14) 化学物質による疾病（がんを除く）	41	220	44	241	49	248	43	255	53	279	
(15) じん肺症及びじん肺合併症（休業のみ）	46	164	40	127	55	130	48	120	42	97	
(16) 病原体による疾病 (新型コロナウイルス感染症り患によるもの)	4	113	9	250	2	162	9	160	9	279	
がん	(17) 電離放射線によるがん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(18) 化学物質によるがん	1	2	1	1	3	4	-	2	1	4
	(19) (17)、(18) 以外の原因によるがん	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
(20)(21)(22) 過重な業務による脳血管疾患心臓疾患等	22	216	14	157	14	265	23	227	30	351	
合計	605	8,310	696	8,997	617	8,739	711	9,506	751	10,496	

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査」（昨年公表分）

注：1. 表は休業 4 日以上のもの。

2. 疾病分類は労働基準法施行規則第 35 条によるものを整理したものである。
3. 「化学物質」は労働基準法施行規則別表 1 の 2 第 7 号に掲げる名称の化学物質である。
4. 本統計の数字はその年内中に発生した疾病で翌年 3 月末日までに把握したものである。

3. 酸素欠乏症発生状況の推移 (平成31年/令和元年～令和5年)

令和5年の全産業の被災者数は4人、うち建設業は2人となっている。

(単位：人)

業種	年	平成31年/ 令和元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
建設業		1(1)	1(1)	1(1)	3(3)	2(2)
全産業		5(5)	12(8)	3(2)	6(5)	4(4)

資料：厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況」(昨年公表分)

注：1.()は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。

2. 安衛施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所等での作業で発生。

4. 硫化水素中毒発生状況の推移 (平成31年/令和元年～令和5年)

(単位：人)

業種	年	平成31年/ 令和元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
建設業		0(0)	3(3)	2(0)	0(0)	1(0)
全産業		5(1)	9(6)	6(2)	5(2)	2(0)

資料：厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況」(昨年公表分)

注：1.()は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。

2. 安衛施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所等での作業で発生。

5. 振動障害の推移

(平成31年度/令和元年度～令和5年度)

令和5年度の全産業の振動障害労災新規認定数は211人、うち建設業は153人(72.5%)となっている。

(単位：人)

業種	年	平成31年度/ 令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
建設業		150	146	121	128	153
全産業		285	269	221	220	211

資料：厚生労働省「業務上疾病の労災補償状況調査結果(全国計)」

注：各年度中に新規に支給決定を行った者の業種別人数。

6. 熱中症の推移(令和2年～令和6年)

(単位：人)

業種	年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
建設業		215(7)	130(11)	179(14)	209(12)	228(10)
全産業		959(22)	561(20)	827(30)	1,106(31)	1,257(31)

資料：厚生労働省「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」

注：()は死亡者数。

7. 肺がん・中皮腫の件数の推移(令和2年度～令和6年度/支給決定件数)

(単位：件)

業種	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		肺がん	中皮腫								
建設業		206	316	213	351	286	354	300	395	302	386
全産業		340	607	348	579	418	597	433	642	424	627

資料：厚生労働省「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ」

注：1. 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金の新規支給決定者数は除く。

2. 令和6年度は令和7年6月発表の速報値。

8. 脳・心臓疾患の件数の推移(令和2年度～令和6年度)

(単位：件)

業種	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		請求件数	支給決定件数								
建設業		108	27	105	17	93	30	123	23	128	16
全産業		784	194	753	172	803	194	1,023	216	1,030	241

資料：厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

9. 精神疾患の件数の推移(令和2年度～令和6年度)

(単位：件)

業種	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		請求件数	支給決定件数								
建設業		89	43	122	37	158	53	194	82	192	81
全産業		2,051	608	2,346	629	2,683	710	3,575	883	3,780	1,055

資料：厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

1 化学物質管理体系の見直し（自律的な管理への移行）

化学物質を取り扱う事業者がやらないといけないこと

- ①化学物質管理者及び保護具着用管理責任者を選任しましょう。
- ②リスクアセスメントの結果を周知し記録を保存しましょう。
(最低3年、がん原性物質は30年)
- ③作業者がばく露される程度を最小限としましょう。
- ④濃度基準値設定物質取り扱い時はばく露される程度を基準値以下としましょう。
- ⑤皮膚等障害化学物質取り扱い時には不浸透性の保護具を使用しましょう。
- ⑥作業者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、保存しましょう。
- ⑦雇入れ時等教育で、取り扱う化学物質の危険有害性の教育を実施しましょう。

建災防の化学物質取扱リスク管理マニュアルは、②～⑤の内容を充足する書類となっています。



建設業における化学物質の労働者のばく露濃度低減対策を効果的に進めるため、化学物質のリスク管理に使用できる作業別マニュアルやQ&Aを作成し、当協会のホームページに掲載しています。

建築工事マニュアル

- ①セメント系粉体取扱作業
- ②スラリー状のコンクリートを使用する作業
- ③ドア塗装等有機溶剤取扱作業
- ④防水等有機溶剤取扱作業
- ⑤シーリング等有機溶剤取扱作業
- ⑥接着（長尺シート等）作業

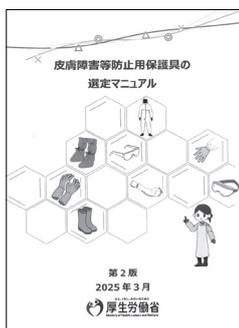
土木工事マニュアル 令和6年度に追加

- ⑦開削工事のうち防水工事 底部プライマー塗布作業・防水材スプレーガン吹付作業
- ⑧シールド工事 セグメントシール貼付け有機溶剤取扱作業
- ⑨シールド工事 シールドマシン掘進作業及びセグメント運搬作業

マニュアルの記入方法を記載した記入要領も掲載しています。

化学物質に起因する災害事例

作業	傷病部位	傷病
災害発生状況		
トンネル建設工事	両足首、ふくらはぎ辺り	薬傷（コンクリート）
トンネル底面にコンクリートを流し込む作業をしていた4名の長靴に、コンクリート成分を含んだ水分や泥が入り込んでいた。作業終了後、長靴を脱いで、脚部にコンクリートが付着して炎症を起こしていたため、病院を受診した。安全教育が実施されておらず、コンクリートによる薬傷対策が十分でなかった。（休業1名、不休3名）		
新幹線ホーム舗装修繕工事	循環器系	硫化水素中毒
新幹線ホームで、アスファルト舗装の含まれた舗装合材をガスバーナーで加熱しながら、スコップで混練を行っていたところ、アスファルトから発生した硫化水素を吸い込み中毒となった。SDSに舗装合材について、通常施工時に硫化水素が発生することの注意喚起の記載がなかった。（休業1名）		
ビル解体工事	循環器系	亜鉛中毒
ビル解体工事において、溶断された亜鉛メッキが施された配管の運搬を終日行っていた。体のだるさを感じながら作業を終え、帰宅後に、発熱や吐き気、関節痛の症状が出たため、病院を受診した。亜鉛中毒の疑いありとの診断で、1日入院加療する。防じんマスクを着用していたが、正しく着用していなかった。（休業1名）		

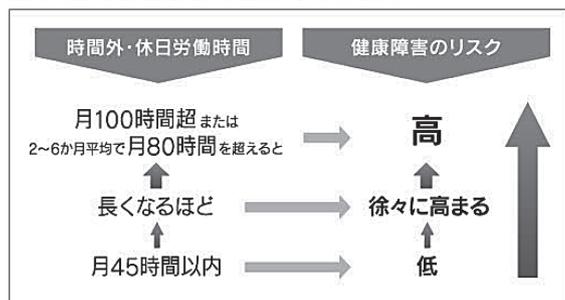


皮膚障害等化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性の保護具の使用」が義務付けられました。
(令和6年4月1日～)

また、保護具の適切な選択、使用、保守管理を行う「保護具着用管理責任者」を選任することが義務付けられています。
マニュアルは、保護具着用管理責任者が皮膚障害等防止用保護具の適正な選択・使用・保守管理を推進するために公表されたものです。

2 過重労働による健康障害を防ぐために

■ 時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係



- 労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
- 「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き 1週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
- 2～6か月平均で月 80 時間を超える時間外・休日労働とは、過去 2 か月間、3 か月間、4 か月間、5 か月間、6 か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が 80 時間を超えるという意味です。

■ 長時間労働者に対し面接指導を実施しましょう。

労働時間の状況を管理・監督者等含む全ての労働者について適正に把握する必要があります。

- 労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録する必要があります。

時間外・休日労働時間が月 80 時間を超えたら・・・

- 月 80 時間を超えた労働者に情報を通知します。
- 労働者から申し出があれば、医師による面接指導を実施し、医師から就業上の必要な措置についての意見を聴き、適切な事後措置を実施しましょう。
- 時間外・休日労働時間が 1 月当たり 80 時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しなければなりません。

※労働者 50 人未満の小規模事業場では、地域産業保健センターの窓口で医師による面接指導等無料で利用できます。

サンボラシロウ
0570-038046

医師の意見 (例)

就業区分 1. 通常勤務 2. 条件付き通常勤務 3. 就業制限 4. 要休業

労働時間 1. 特に指示なし 2. 時間外・休日労働制限 3. 時間外・休日労働禁止 4. 出張制限 5. 就業形態の変更 6. 就業時間の制限 7. その他

労働時間以外 1. 特に指示なし 2. 業務量・業務内容の調整 3. 通院への配慮 4. 作業環境の改善 5. その他

3. 労働者数 50 人未満の事業場についてもストレスチェックの実施が義務化されます

労働安全衛生法の改正 (R 7.5.14 公布) により、全事業場でストレスチェックの実施が義務化されます。施行日は公布後 3 年以内に政令で定める日とされています。早めに準備を整えておく必要があります。

しってる?

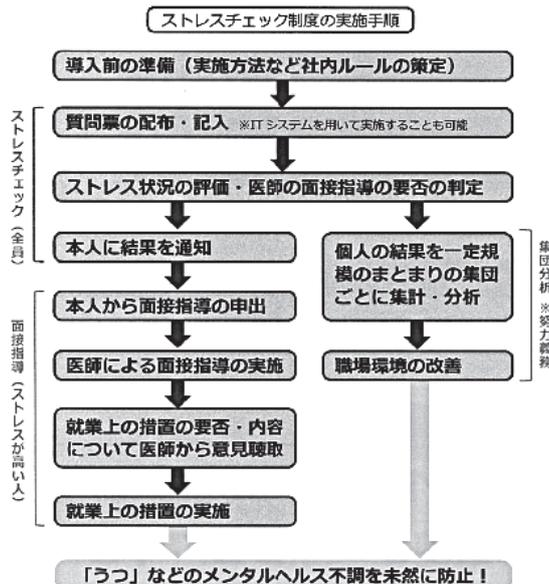


本制度の目的

- ・働く人の「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止できます。
- ・働く人自身のストレスへの気づきを促します。
- ・ストレスの原因となる職場環境の改善につなげられます。

ストレスチェック制度のポイント

- ① 常時使用する労働者に対して、年 1 回、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査 (ストレスチェック) を実施します。
- ② ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレスの要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の 3 領域を含む必要があります。
- ③ 検査の結果、一定の要件 (高ストレスと判定された者など) の労働者から申出があったときは、医師による面接指導を実施しないといけません。
- ④ 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置 (就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等) を講じなければいけません。
- ⑤ 面接指導の申出を理由として、働いている人に不利益な取扱いを行うことは禁止されています。また、ストレスチェックを受けないこと、事業者がストレスチェック結果を提供しないこと、高ストレス者として面接指導が必要とされたが、面接指導を受けないことを理由とした不利益な取扱い、面接指導の結果を理由とした解雇、雇止め、退職勧奨、不当な転配・職位 (役割) の変更等も行ってははいけません。



「ストレスチェック制度サポートダイヤル」

0570-031050

又は全国の産業保健総合支援センター

資料3

令和7年度 全国労働衛生週間行事計画表(例)

以下の「週間行事計画表」を参考にしながら、独自の計画表を作成しましょう。

行事 月日	項目	実施内容	行事 月日	項目	実施内容
10月 1日 (水)	趣旨徹底の日	1. 社長メッセージの伝達 2. 全国労働衛生週間の意義と重要性の強調並びに行事予定の説明 3. 労働衛生に関するポスターや垂れ幕等の掲示	4日 (土)	ゆっくりと休養	
			5日 (日)		
2日 (木)	総点検の日	1. 機械・工具・設備・作業方法等の衛生面からの点検 2. 各種保護具の使用及び保管状況の点検 3. 危険・有害物の使用及び保管状況の点検 4. 作業場所、休憩所、寄宿舎、食堂等の衛生管理状況の点検	6日 (月)		
3日 (金)	労働衛生に関する研修会・講習会等の日	1. 総点検の結果についての検討会や安全衛生協議会等の開催 2. 業務上疾病の防止についての研修会、視聴覚教材等を活用した労働衛生教育の実施	7日 (火)	反省の日	1. 全国労働衛生週間を通しての反省、今後の労働衛生管理の在り方や取組方等について討議・検討 2. 優良な協力会社・作業グループ・個人等の表彰

令和7年度「全国労働衛生週間」「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」用品のご案内

衛生週間ポスター

Na 1 藤咲 碧羽 No 760201
 Na 2 秋の公園 (スローガン) No 760202
 B2判 (73 × 52cm)
 定価 各 275 円 会員価格 各 242 円 印 各 50 枚以上



Na 2 秋の公園

衛生週間ワッペン

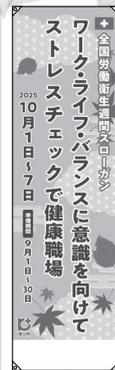


Na 780230
 10 枚 1 組 ビニール製
 (7.5 × 6cm)
 定価 1,100 円
 会員価格 990 円
 印 50 組以上

衛生週間のぼり



(衛生週間)



(スローガン)

衛生週間
 No 880200
 ポリエステル製
 (240 × 70 cm) 紐付
 定価 2,024 円
 会員価格 1,815 円

印 5 枚以上

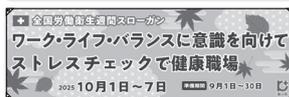
スローガン
 No 880210
 ポリエステル製
 (240 × 70 cm) 紐付
 定価 2,024 円
 会員価格 1,815 円

印 5 枚以上

衛生週間横幕



衛生週間 No 880220
 ポリエステル製
 (70 × 220 cm) 紐付
 定価 2,024 円 会員価格 1,815 円



スローガン No 880221
 ポリエステル製
 (70 × 220 cm) 紐付
 定価 2,024 円 会員価格 1,815 円

墜落・転落災害撲滅キャンペーンポスター・のぼり



藤咲 碧羽
 No 760501
 B2判 (73 × 52 cm)
 定価 275 円
 会員価格 242 円

印 50 枚以上



Na 880710
 ポリエステル製
 (240 × 70 cm) 紐付
 定価 2,024 円
 会員価格 1,815 円

印 5 枚以上

衛生週間ミニのぼり

(10 枚 1 組) No 880230
 ポリエステル製 (31 × 10cm)
 ※ポール台座は別売りです。
 定価 7,832 円 会員価格 7,051 円
 ※社名印刷対象外

ミニのぼり用ポール台座

(10 台 1 組) No 883801
 定価 4,037 円 会員価格 3,630 円

* 表示価格：消費税込み

●お問い合わせ・お申し込み先
 ホームページまたは教材開発センター等でご確認ください。
 建災防 教材開発センター TEL：03-3453-3391

●実施要領についてのお問い合わせは、建設業労働災害防止協会 業務部 広報課 (TEL 03-3453-8202) までお願いします。

広報企画委員会 委員名簿

(敬称略・社名の五十音順)

委員長 豊澤 康 男 (一社) 仮設工業会 会長	委員 松岡 香世子 (株) 竹中工務店 生産本部 役員補佐 (安全環境担当)
委員 日下 正 見 (株) 大林組 安全本部 建築安全管理室 担当部長	委員 尾下 真 規 飛鳥建設(株) 安全環境部 部長
委員 神田 道 宏 清水建設(株) 安全環境本部 安全部長	委員 石沢 正 弘 (一社) 日本建設業団体連合会 副会長
委員 稲 直 人 大成建設(株) 安全本部 安全部長	委員 青 木 亨 前田建設工業(株) 安全環境部長